答 弁 第 三 六 六 号平成二十九年六月十三日受領

内閣衆質一九三第三六六号

平成二十九年六月十三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出公道カートの安全対策強化に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出公道カートの安全対策強化に関する質問に対する答弁書

一について

号)第二十二条第一号に規定するミニカー 交通事故 指摘の「公道走行が可能なカート」がその一部に含まれる統計として、総務省の平成二十八年度の市町村 千三百四十八台であり、 税課税状況等の調によれば、 に規定する原動機付自転車のうち同号二に該当するものの台数は、平成二十八年四月一日時点で、九万二 御指摘の「公道走行が可能なカート」 (人の死傷が伴うものに限る。)の発生件数は、平成二十八年において、八十八件である。 また、 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条第一項第一号 警察庁の統計によれば、 の台数、 (以下「ミニカー」という。) の乗用者が第一当事者であった 事故の発生件数及び事故発生率は把握していないが、 道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十 御

一及び三について

項第十号に規定する原動機付自転車とは異なりヘルメットの着用義務がないことを踏まえ、 シートベルトの装備義務や着用義務がないこと及び道路交通法 ミニカーは、 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する軽自動車とは異なり (昭和三十五年法律第百五号) 第二条第一 今後、 ミニカ